

長野市公共交通活性化・再生協議会
令和6年度第3回「自転車活用推進部会」 議事概要

- 1 開催日時 令和7年1月22日（水） 午前10時00分～午前11時10分
- 2 開催場所 長野市役所第二庁舎10階 会議室202
- 3 出席者 出席委員7人、事務局職員7人、受託業者1人
- 4 次第
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 協議事項
 - (1) 長野市自転車活用推進計画 令和6年度実績報告について
 - (2) 第2次長野市自転車活用推進計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果について
 - (3) 第2次長野市自転車活用推進計画（案）について
 - 4 その他

【3 協議事項】

(1) 長野市自転車活用推進計画 令和6年度実績報告について

事務局から「資料1」に基づき説明を行った。

【意見等】

◆A委員

- ・p8に記載の空気入れは、英式だけでなく仏式も対応したということか。

事務局

- ・スポーツタイプの自転車でも使える全バルブ対応の空気入れを用意した。長野駅駐輪場では順番待ちする様子もあり、需要があるようだ。

◆A委員

- ・シェアサイクルについて、松本市も当初は使いづらかったが、ポートが増えてとても使いやすくなった。駅から離れたショッピングモールや大学、市役所などへ行くときに便利。一部の場所でヘルメットの貸出もしている。
- ・利便性はポート数次第。ポートと自転車の数を増やしていただきたい。

事務局

- ・ヘルメットの貸出については、長野駅の観光案内所で行っている。

◆A委員

- ・シェアサイクルの利用には、アプリやカードの登録等初めて使う時は少々手間がかかる。手間がかかっても使ってもらうには、もう少し気軽に使えるようポートが増えると良い。善光寺はどうか。

事務局

- ・要望が多いが、設置は難しい。

◆A委員

- ・県庁はどうか。県庁には駐輪場もある。

事務局

- ・長野市では観光利用を主目的としており、ターゲットは市民よりも観光客。
- ・予算的な問題もあり、今は中途半端な状態となっている。今後、どの程度費用をかけてエリアを拡大していくか、観光サイドと協力して利用拡大につながるような研究を進めていきたい。

(2) 第2次長野市自転車活用推進計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果について

事務局から「資料2」に基づき説明を行った。

◆B委員

- ・お酒を飲んだら自転車は乗らないことをどう徹底していくかが話題となっている。警察の方からご意見をいただきたい。

◆C委員

- ・法律が変わってから、自転車の飲酒運転で捕まっている事例は相当数ある。
- ・捕まるほど厳しくなっているのは知らなかったという意見も聞く。
- ・罰金も高額になるケースもあるので、そのようなことも周知していきたい。

◆D委員

- ・改正後に企業等から講習を開いてほしいという依頼が多くなっている。イベント等があれば啓発活動を行っている。

事務局

- ・自分の身を守ることと、相手に怪我をさせるというリスクが大きいので、周知が必要だと思っている。

(3) 第2次長野市自転車活用推進計画（案）について

事務局から「資料3」に基づき説明を行った。

【意見等】

◆A委員

- ・基本方針1のピクトグラムは、音符を葉っぱに変えたということか。

事務局

- ・音楽を聴きながら走っているイメージと取れるというご指摘だったため修正した。

◆E委員

- ・基本方針2ピクトグラムは体が斜めになっているので、線はなくても良いのではないかな。

◆A委員

- ・線を強調して速すぎるイメージは必要ないが、颯爽と走っている雰囲気はほしい。意見を踏まえた折衷案となっていると感じる。

事務局

- ・ピクトグラムであるので、これ自体を大きく表示して使うものではなく、パッと見て「走る」のイメージが伝わる必要がある。線を短くすることでスピード感を減らす工夫をした。

(3) 第2次長野市自転車活用推進計画（案）について（続き）

事務局から「資料4」に基づき説明を行った。

【意見等】

◆F委員

- ・自転車通行可歩道について、看板設置等の記述は全ての道路管理者に共通のものか。自転車通行可歩道は従来の道路の環境から、小さい子どもや高齢者など、歩道を通らざるを得ない人が利用するというものであるので、看板や表示等の設置というより、ルールやマナーの中で通行いただくものではないか。
- ・危険で車道が通れない場所等あれば看板の設置も必要になるかと思うので、表現についてもう少し検討いただきたい。

◆A委員

- ・歩道を走れる高齢者というのは、何歳以上なのか。

◆C委員

- ・70歳以上と小学生、公安委員会が認める自転車が通行できる。
- ・看板類を設置するのは警察なので、標識以外の看板というものがどのようなものか、公安委員会の規制が必要になってくる。

◆A委員

- ・安心して走行できる区間が確保されているのが理想ではあるが、そこまで行くのは相当な時間が必要。
- ・利用者としては、分かりやすくしてもらいたい。自転車が通行可なのに、歩行者から怒られるたり、反対に自転車が爆走して歩行者が危険を感じることはないように。

事務局

- ・現在は整備の過渡期にあるものの、自転車通行可の歩道については、原則は車道を通行することとなっているため、市が率先して歩道の通行を促さないような表現に修正する。

【4 その他】

事務局から今後のスケジュール等説明

午前11時10分終了